

調布市立八雲台小学校西側フェンス改修工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
A - 00	表紙・図面リスト	-
A - 01	特記仕様書 1	-
A - 02	特記仕様書 2	-
A - 03	案内図・配置図	S=Non scale 1:600
A - 04	囲障配置図	1:100
A - 05	既存囲障詳細図	1:100 1:50
A - 06	防音フェンス基礎詳細図	1:20 1:10
A - 07	仮設計画図（参考）	1:600 1:50

設計図承認日 令和7年7月25日



特記仕様書

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名

調布市立八雲台小学校西側フェンス改修工事

1.2 工事場所

調布市八雲台1丁目1番地1

1.3 工事内容

都道計画線越境解消に向けた西側フェンス移設工事

第2章 一般事項

調布市庁舎は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

(1) この特記仕様書は、東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書（令和5年版 以下「標準仕様書」という）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。

この特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。

(2) 本工事の設計図書等の優先順位は、次による。

1 質問回答書 2 特記仕様書 3 設計図 4 標準仕様書 とする。

(3) この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

(4) 本特記仕様書の各項目の●については、本工事において適用されるものであることを示す。

2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等

(1) 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

(2) 上記の指名に基づき、労働安全衛生法に規定する次の事項を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

ア 統括安全衛生責任者

イ 元方安全衛生管理者

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

●発注者の負担とする。

第2編 工種別事項

第1章 総 則

第1節 共通事項

1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

● 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

● 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

1.1.4 官公署その他への届出手続等

(1) 工事の着手、施工及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。

(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

(3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに要する費用を負担する。

1.1.7 工事実績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター「JACIC」（ジャシック）に登録する。

【登録先】

一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985

JACICのホームページを参照すること。

1.1.8 提出書類

受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。

ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。

1.1.17 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

(4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。

● 全体工程表（原則、ネットワーク工程表とする。）

● 月間工程表

● 週間工程表

1.2.2 施工計画書

(4) 2.2.4「仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書について、監督員の承諾を受ける。

1.2.5 試験、施工等の記録

(3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）による。

また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

● 作成する。

エ 写真帳の提出は、次による。

● 作成する。

1.3.5 施工条件

(1) 施工日及び施工時間は次による。

本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。

週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。

詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。

ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。

また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。

なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

(2) 施工条件は、次による。

● 工事中は、児童、教職員、近隣住民及び一般通行者等の安全に留意し、事故のないように十分気を付けて施工すること。

● 万一事故等により損害を与えた場合は、受注者の責任において円満に解決すること。

● 本工事内の整理、清掃及び後片付けはその都度行い、飛散、転倒防止など安全管理や事故防止に努めること。

● 工事に必要な関係機関との協議及び手続きは、受注者の責任において行うこと。

● 工事着手後、仕上げの模様、色及び艶等は監督員の承諾を得ること。

● 本工事は、令和8年2月27日までに完了検査に合格し引渡しを完了させること。

● 別工事であるインフラ企業各社の開削工事等については、工事関係者と相互に協力し、工事全体への円滑な施工計画に励むこと。

● 既存コンクリート立上りを解体撤去する際、山留などの設置を行い、歩道が崩落しないように配慮すること。また歩道上にて作業を行う場合には、道路管理者と協議のうえ、道路使用許可等を得ること。



第2章 仮設工事

第2節 縄張り、遣方、仮囲い及び足場等

2.2.4 仮囲い等

本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。

- ガードフェンス H=1.8m(上部：養生シート,下部：巾木)
※結束はナイロン製ロープ等を使用すること
- カラーコーン（ウェイト付） コーンパー

2.2.5 足場等

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第 0424001号 平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は、(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所及び備品等

監督員事務所の設置及び備品等は、次による。

- 監督員事務所：設置しない。

第5章 鉄筋工事

第2節 材料

5.2.1 鉄筋

鉄筋の種類は、次による。

種類の記号	呼び名 (mm)	使用部位
SD295	D10~D16	図面による

第3節 加工及び組立て (下記以外は標準仕様書及び構造図による)

5.3.4 継手及び定着

(1) 鉄筋の継手は、次による。

- 重ね継手(D10, D13) 使用部位は図面による

(2) 鉄筋の継手位置は図面による。

(3) 重ね継手は次による。

なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは細い鉄筋の径による。

第6章 コンクリート工事

第2節 コンクリートの種類及び品質

6.2.1 コンクリートの種類

(1) コンクリートの気乾単位容積質量による種類は、次による。

- 普通コンクリート

6.2.2 コンクリートの強度

普通コンクリートの設計基準強度 (Fc) 等は、次による。

・設計基準強度Fc=18.0N/mm²,スランブ15cm

第21章 外構工事

第2節 舗装工事

21.2.3 アスファルト舗装

(1) 路床の構成及び仕上がり

ア 舗装の厚さは、次による。

- 図面による

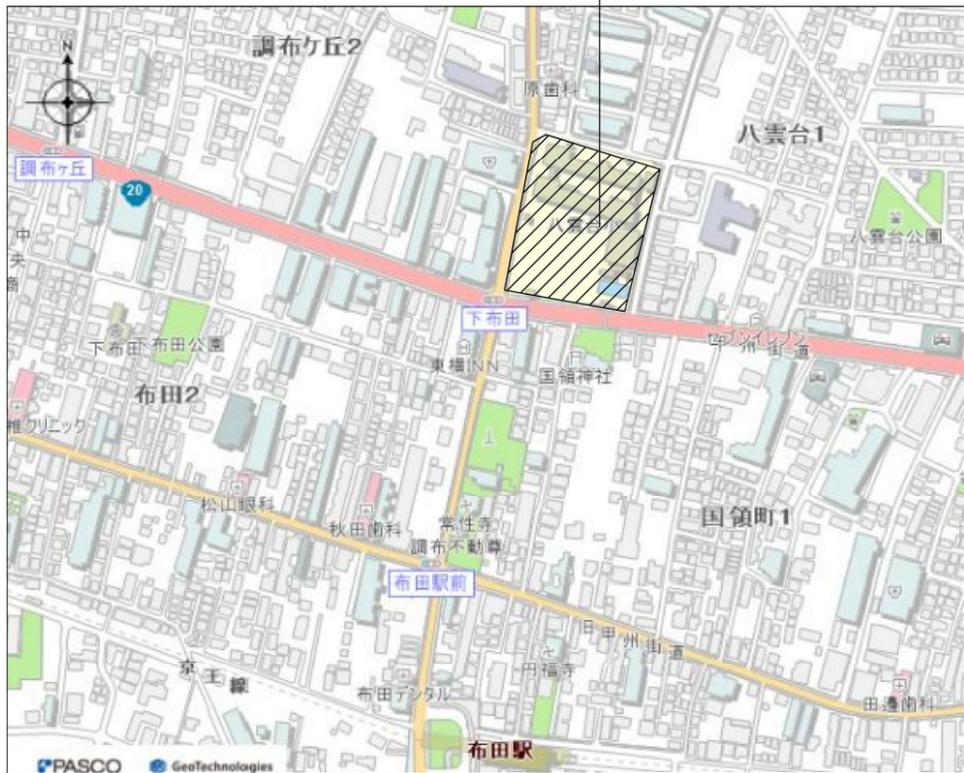
(2) 材料

ア 舗装材料は、次による。

- 図面による

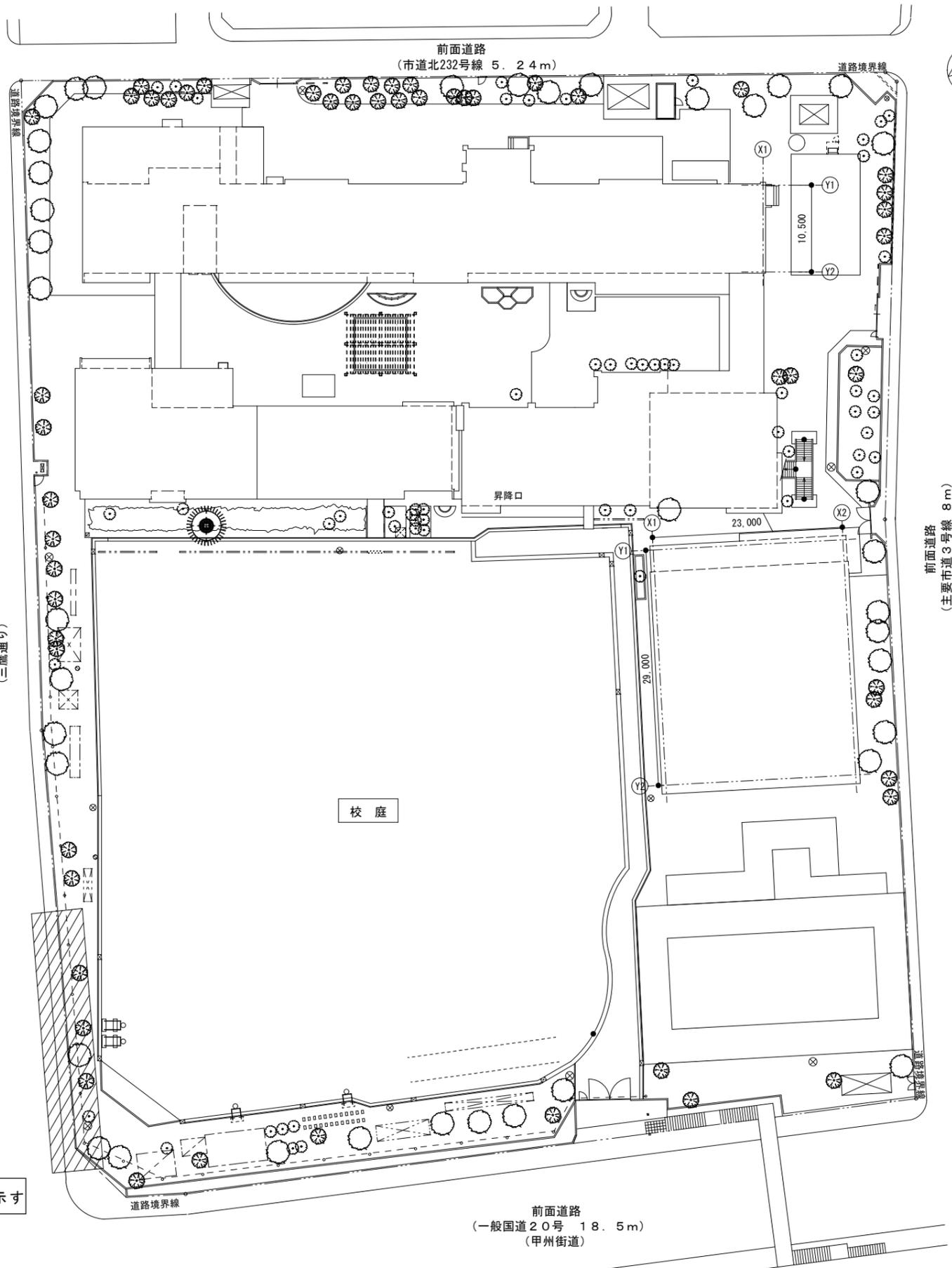


調布市立八雲台小学校
調布市八雲台1丁目1番地1



案内図 S=N.S

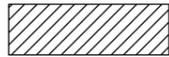
前面道路
(都道69号 10m)
(三鷹通り)

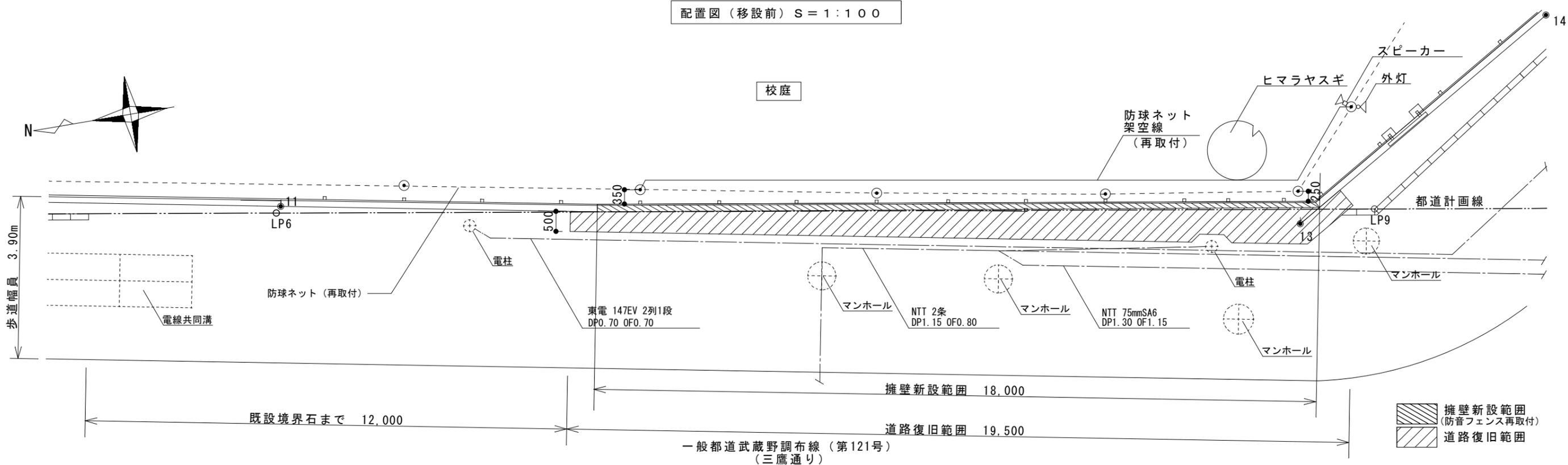
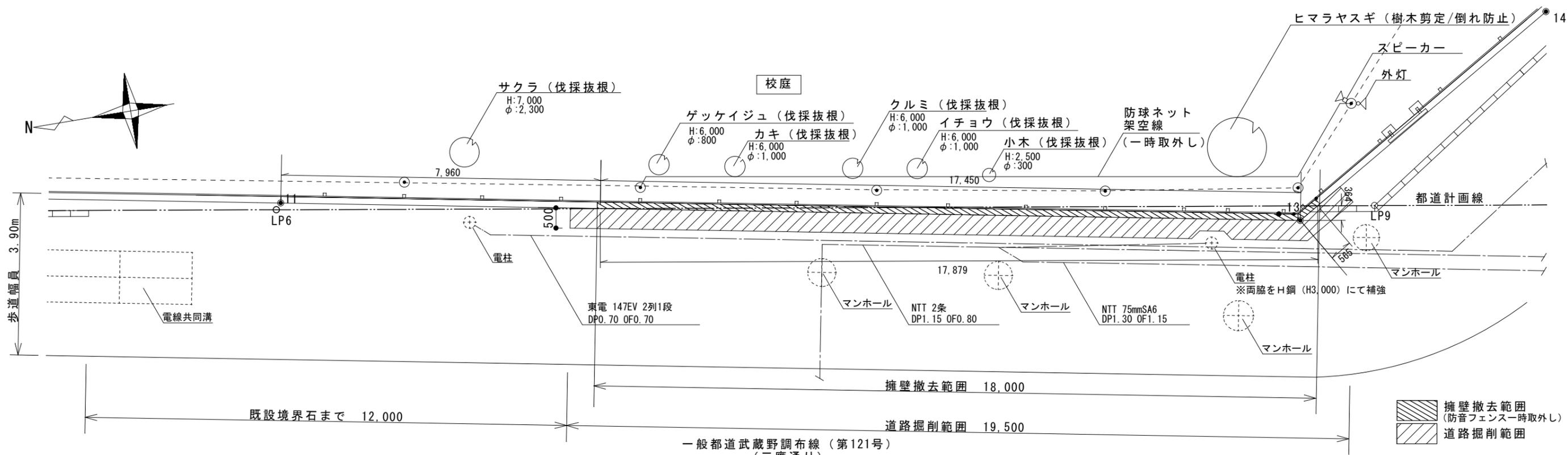


前面道路
(主要市道3号線 8m)
(祇園寺通り)

前面道路
(一般国道20号 18.5m)
(甲州街道)

配置図 S=1:600

 : 改修範囲を示す



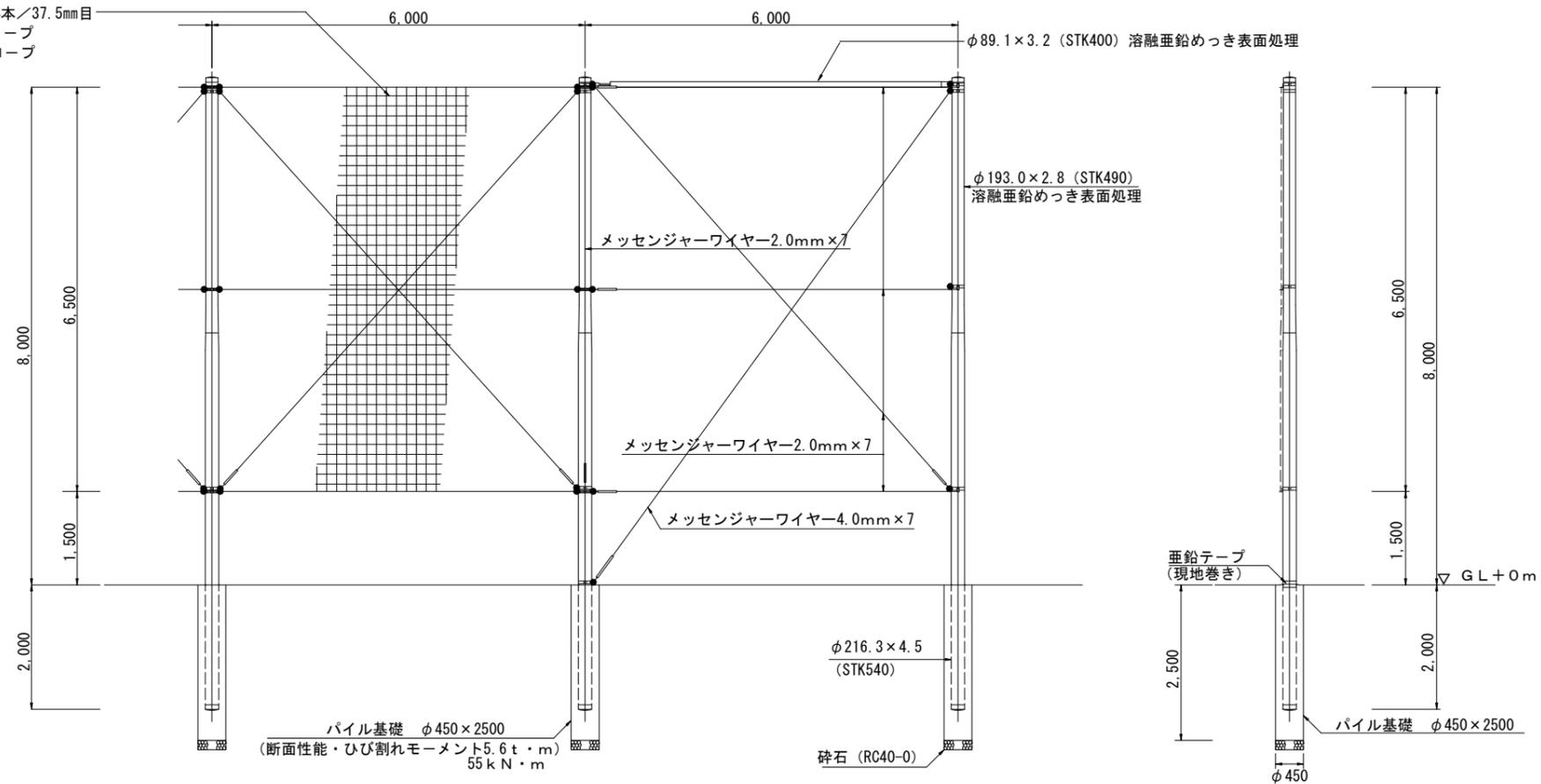
- ※ 擁壁撤去新設に伴い、防球ネット及び防音フェンスは取外し再取付を行うこととし、支柱の再設置位置については、現地測量の上、監督員と協議し決定すること。
- ※ 防球ネット支柱に添架している外灯用架空線及びスピーカー用架空線は、外灯及びスピーカー部分で離線し、支柱より一時取外し、支柱を再設置後、再度設置すること。
(EM-CE5.5°-3C+メッセンジャーワイヤー14°)×2 また、再設置後に、スピーカーの鳴動確認を行うこと。
- ※ セットバック後の新設コンクリート立上り～現況歩道まで、埋戻しを行うこと。
- ※ 既存コンクリート立上りを解体撤去する際、山留などの設置を行い、歩道が崩落しないように配慮すること。
なお、校庭側はオープンカット(1.5m程度)とすること。
- ※ 現状設置されている境界杭等については、施工前後で測量を行い、監督員立会いの下、復旧すること。
- ※ 埋設管路は埋設台帳を基に作成しているものの、あくまで参考図のため、掘削端部・電柱・マンホール付近の6箇所を試験掘にて確認すること。

座標一覧表 ※ 都道側から提供の支障物件図により作成

測点名	X座標	Y座標	備考
11	-38398.894	-25493.625	擁壁(八雲台小学校)
13	-38423.875	-25498.283	擁壁(八雲台小学校)
14	-38430.777	-25494.169	擁壁(八雲台小学校)
LP6	-38398.759	-25493.771	用地境界(計画線)
LP9	-38425.764	-25498.225	用地境界(計画線)

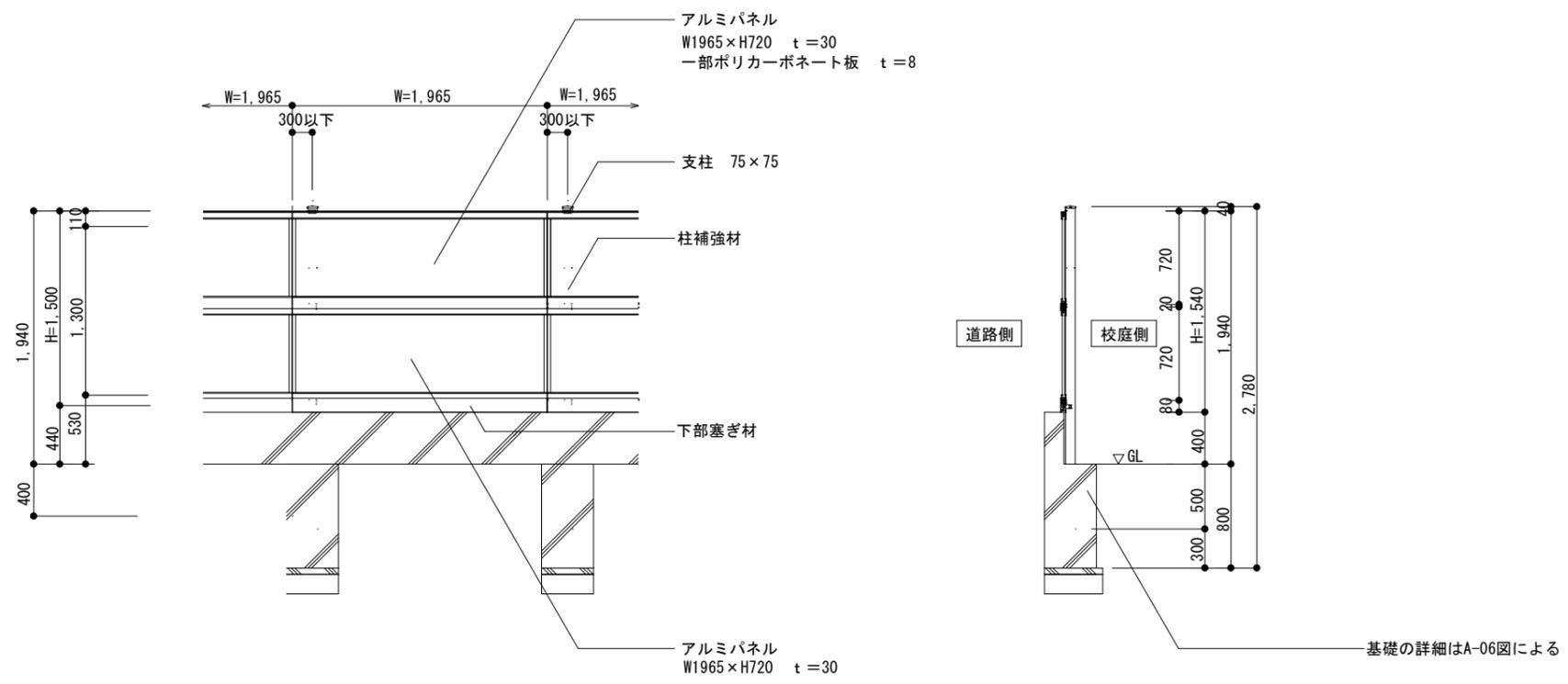
既存防球ネット詳細図 S=1:100

ポリエチレンネット 440dtex/44本/37.5mm目
 周囲・横ロープ位置 φ6ポリロープ
 結束線 φ4ポリロープ



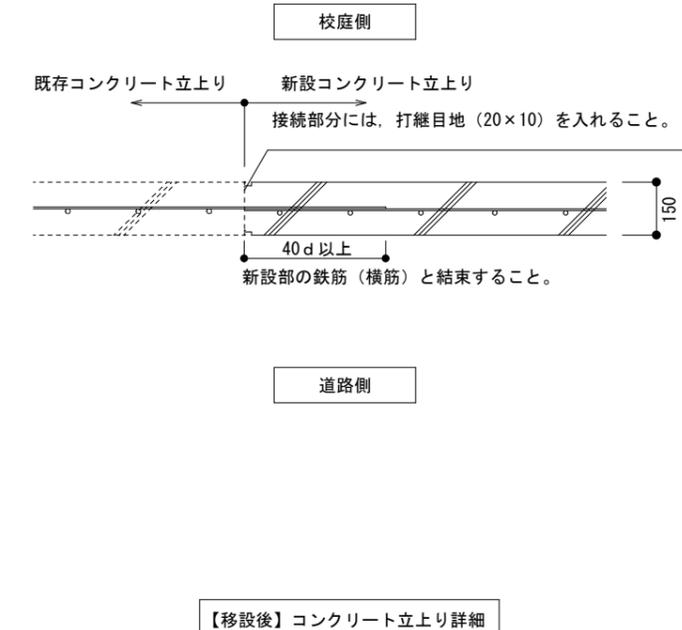
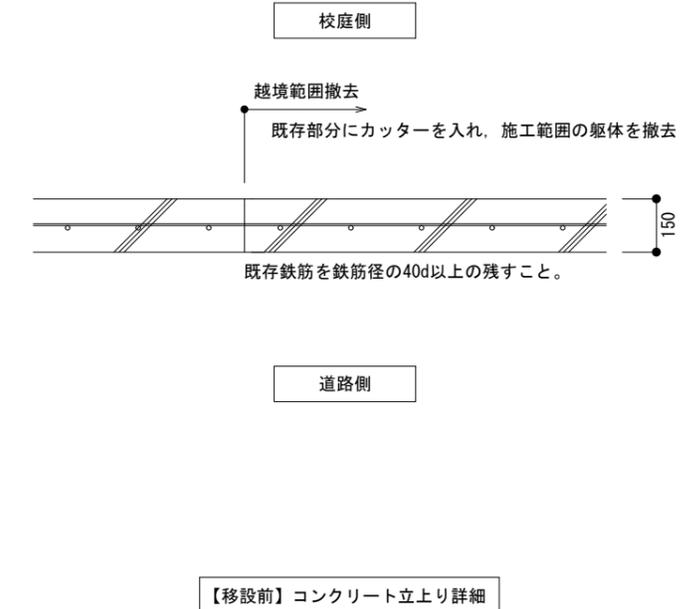
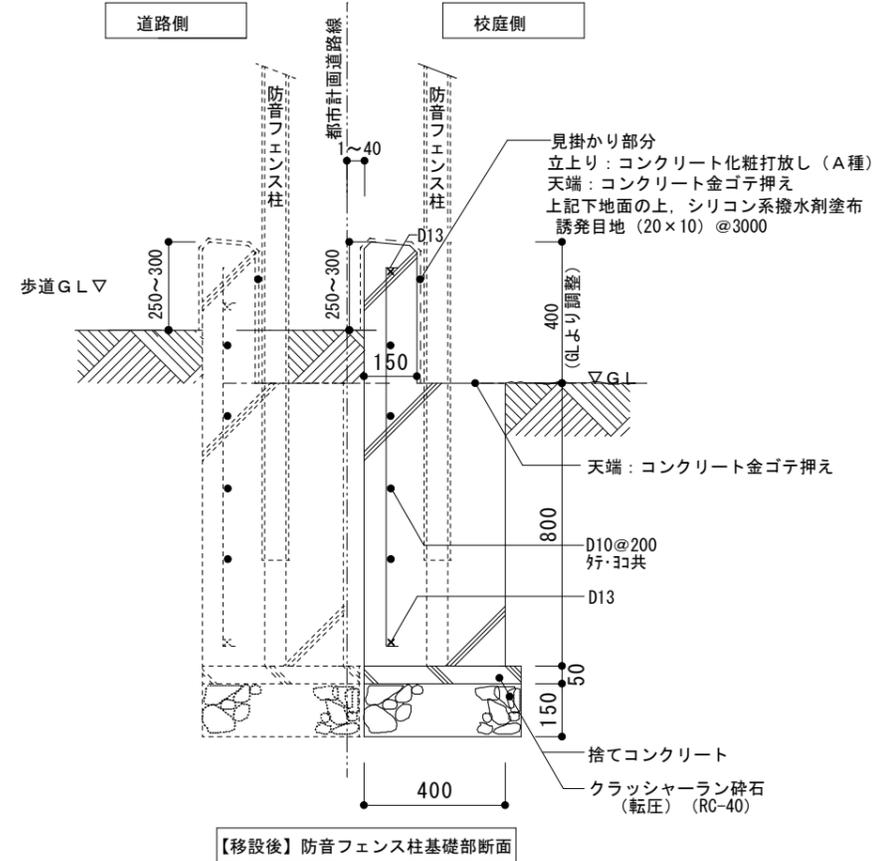
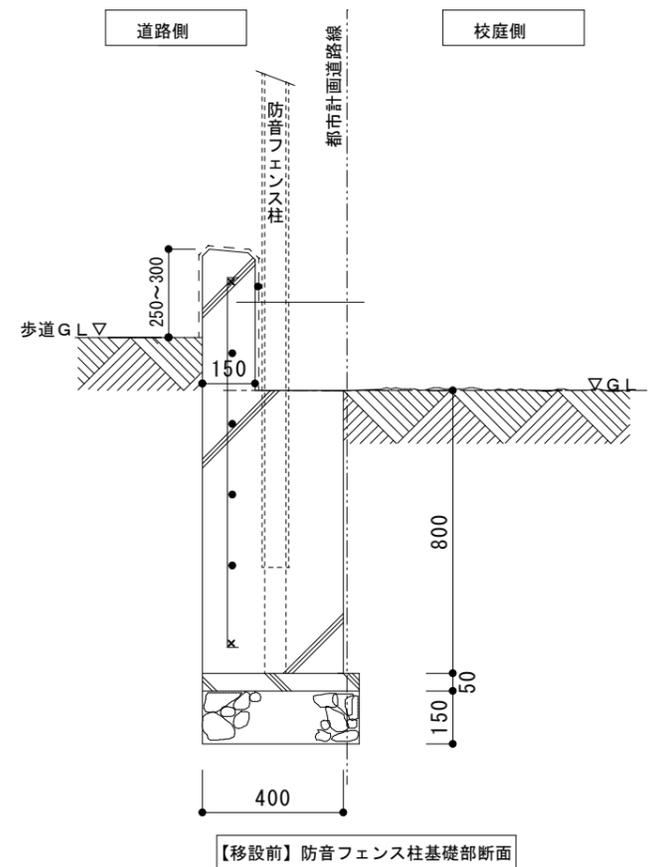
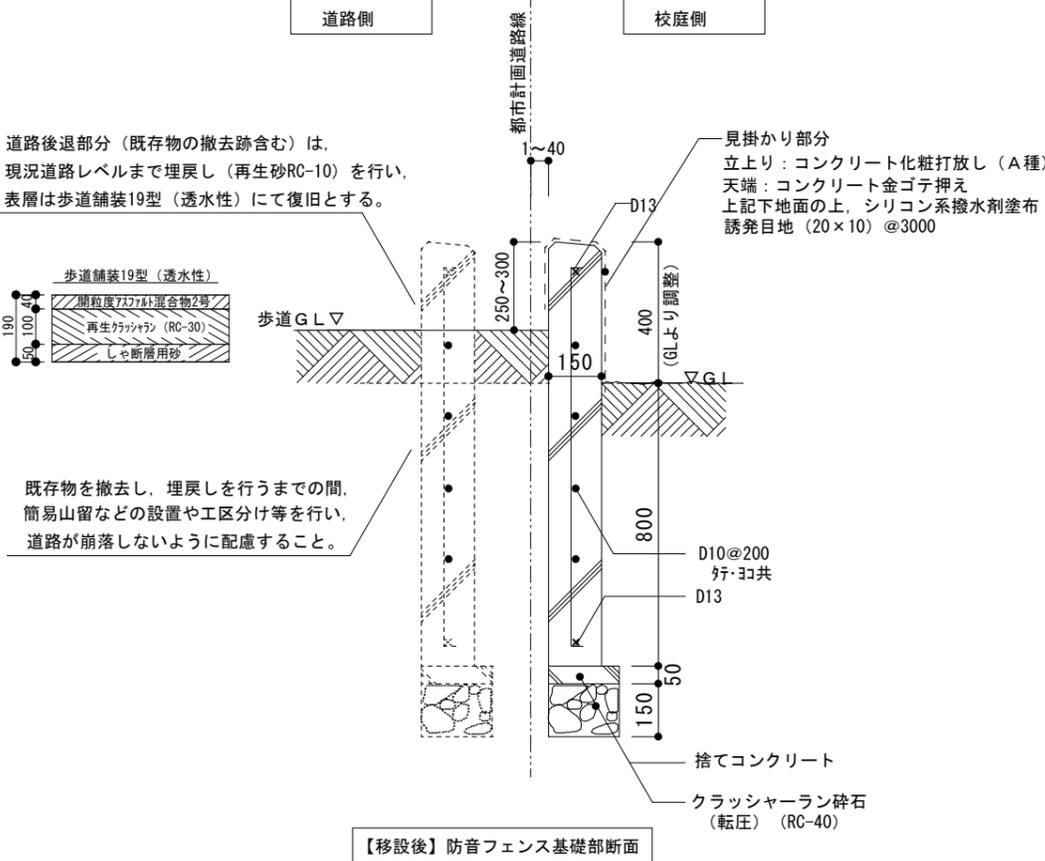
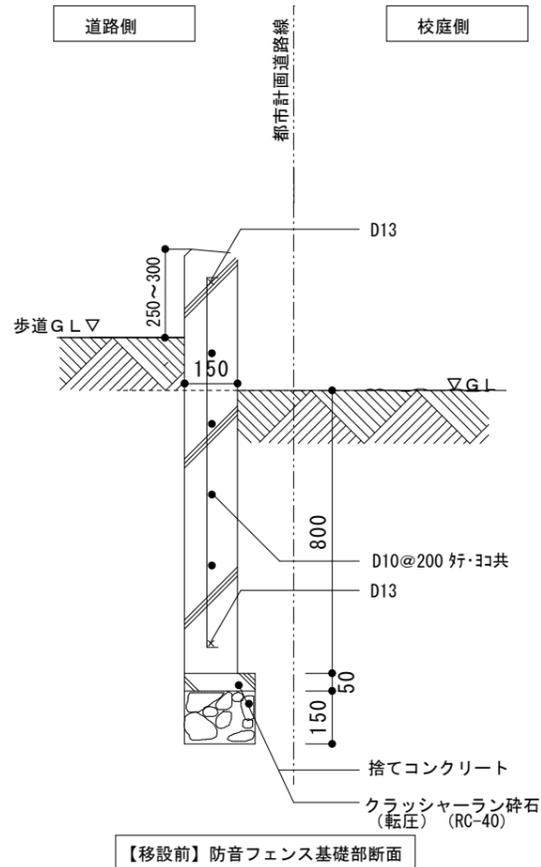
※既存の支柱、横架材、ネット、金物、ワイヤー及びパイル基礎等は、一時撤去後、再設置（再使用）とする。ただし、再設置時の基礎下砕石は、新設とする。

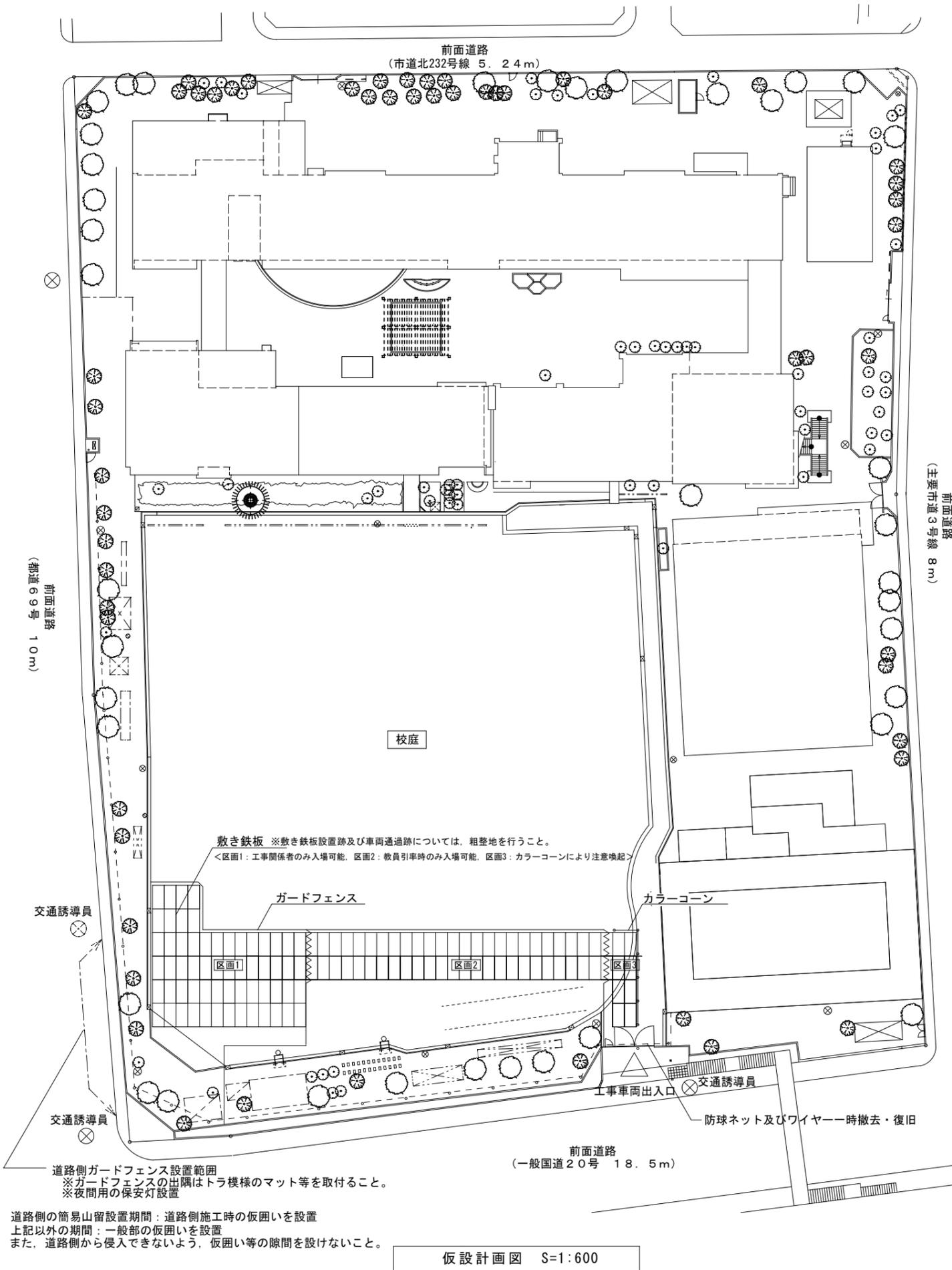
既存防音フェンス詳細図 S=1:50



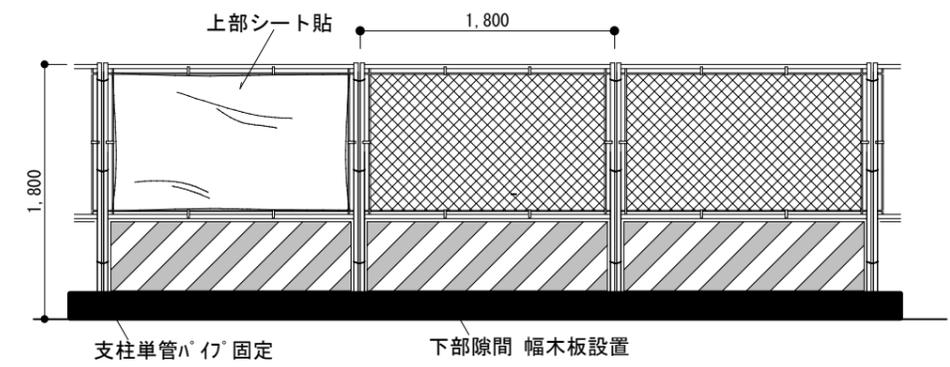
基礎の詳細はA-06図による

※既存の支柱、パネル等は、一時撤去後、再設置（再使用）とする。

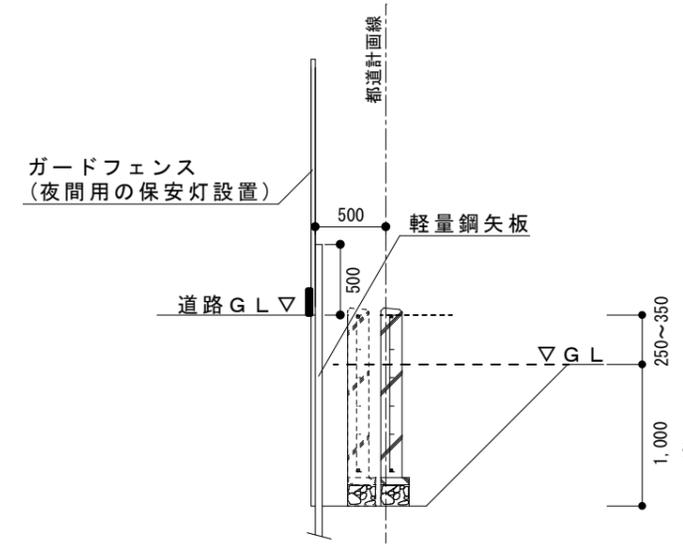




仮設計画図 S=1:600



仮囲い設置姿図 (一般部) S=1:50



仮囲い設置断面図 (道路側施工時) S=1:50